

海老名市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭の親の就職の際に有利で、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進することを目的として、その資格に係る教育課程の受講期間中の生活の負担の軽減を図ることにより、資格取得を容易にするため、一定期間についてひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）を支給すること及び高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）を修了後に支給するとともに、特に人手不足となっている看護師、介護福祉士及び保育士の各資格に係る教育課程を受講するひとり親家庭の親に対しては、予算の定めるところにより、特定高等職業訓練促進給付金（以下「特定訓練促進給付金」という。）を訓練促進給付金に上乗せして支給することについて必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、海老名市（以下「市」という。）とする。

(支給対象者)

第3条 この事業の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当し、市に住所を有するひとり親家庭の親であって、市長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するための養成機関（以下「養成機関」という。）における教育訓練課程を修業（以下「修業」という。）している者とする。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けていること、又はこれと同様の所得水準であること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）
- (2) 養成機関において、6月以上の教育課程を修業し、当該対象資格の取得が見込まれる者であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

- (4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者であって、現に児童（満20歳に満たない者）を扶養していること。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始していること。
- (5) 過去に当該給付金を受給していないこと。ただし、市長が認める場合にはこの限りでない。
- (6) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座を受講している場合は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）附則第11条の2に定める教育訓練支援給付金の支給を受けていないこと。

（訓練促進給付金及び修了支援給付金の対象資格）

第4条 訓練促進給付金及び修了支援給付金の前条に規定する対象資格は、次に掲げるとおりとする。

なお、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）に限る。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 保育士
- (4) 介護福祉士
- (5) 作業療法士
- (6) 理学療法士
- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 社会福祉士
- (10) 製菓衛生師

- (11) 調理師
 - (12) シスコシステムズ認定資格
 - (13) LPI認定資格
 - (14) その他前各号に準じて市長が地域の実情に応じて定める資格
- (特定訓練促進給付金の対象資格)

第5条 特定訓練促進給付金の第3条に規定する対象資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 看護師
 - (2) 介護福祉士
 - (3) 保育士
- (支給期間等)

第6条 訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金の支給期間は、第3条に規定する支給対象者が修業する期間とする。

- (1) 訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金の支給期間は、第3条に規定する支給対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。（令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を超えない範囲で支給することができる。）

イ 訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金の支給については、月を単位として支給するものとし、支給申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

ウ 休学等により対象資格の取得の見込みがなく、かつ、翌月の初日まで1日も養成機関に出席しなかった場合には、その月は支給しないもの

とする。ただし、夏期休暇等年間の教育課程に組み込まれているものについては、支給することができる。

(2) 修了支援給付金

修了支援給付金の支給は、修了日を経過した日以降に支給するものとする。なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

(支給額)

第7条 訓練促進給付金、修了支援給付金及び特定訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 訓練促進給付金

ア 対象者及び当該対象者と同一世帯に属する者（当該対象者の民法第877条1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が支給を請求する月の属する年度（4月分から7月分までの当該訓練促進給付金の支給をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328号の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及びひとり親家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市長村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）については、月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円）とする。

イ アに掲げる者以外の者については、月額7万5百円とする。（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額11万5百円）

ウ 訓練促進給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

（2） 修了支援給付金

ア 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する年度が4月から7月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者については、5万円とする。

イ アに掲げる者以外の者については、2万5千円とする。

ウ 修了支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

（3） 特定訓練促進給付金

特定訓練促進給付金の支給額は、扶養している児童が2人以下の世帯に対しては月額3万円とし、扶養している児童が3人以上の世帯に対しては月額5万円とする。

（事前相談の実施）

第8条 市長は、訓練促進給付金又は特定訓練促進給付金の支給を希望する者（以下「希望者」という。）に対し、支給要件等について、事前相談を実施するものとする。

2 この場合において、当該希望者の養成機関における単位の取得状況の把握及び生活水準の聴取等を行い、当該対象資格の取得見込み並びに訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金の支給の必要性について、十分確認するものとする。

（支給申請）

第9条 訓練促進給付金、修了支援給付金及び特定訓練促進給付金の支給を受

けようとする者（以下「申請者」という。）は、高等職業訓練促進給付金等支給（額変更）申請書（第1号様式。以下「支給（額変更）申請書」という。）を市長に提出しなければならない。なお、特定訓練促進給付金の支給申請は、訓練促進給付金の支給申請と同時に同一の支給（額変更）申請書で行うものとする。

2 前項に規定する申請は、次の各号に定める日に行うことができる。

(1) 訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金 修業を開始した日以後

(2) 修了支援給付金 修了日から起算して30日以内。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

3 支給（額変更）申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、添付書類により確認する事項を、公簿等によって確認することができるときは、当該申請者の承諾により、その公簿等により確認し、書類の添付を省略させることができる。

(1) 訓練促進給付金及び特定訓練促進給付金

ア 当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は戸籍抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該申請者の前年（1月から7月までの間に提出する場合には前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者（70歳以上のものに限る。以下同じ。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の発行する証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、第2号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 第6条第1号アに掲げる者にあつては、当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第6条第1号アに掲げる者に該当することを証明する書類

エ 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する当該申請者の通学証明書又は在学証明書等

オ 専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座を受講している場合は、雇用保険法施行規則で定める「教育訓練給付金（第101条の2の7第2号関係）及び教育訓練支援給付金受給資格者証」

(2) 修了支援給付金

ア 当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は戸籍抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 当該申請者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

ウ 当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し（申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該申請者の前年（1月から7月までの間に提出する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の発行する証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、第2号様式「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

エ 第6条第2号アに掲げる者にあつては、当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第6条第2号アに掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）

オ 当該カリキュラムの修了証明書の写し

4 市長は、支給申請があったときは、当該申請者が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに、支給の可否を決定し、その旨を高等職業訓練促進給付金等支給（額変更）決定通知書（第3号様式。以下「支給（額変更）決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

（出席状況に関する報告書等）

第10条 市長は、訓練促進給付金又は特定訓練促進給付金の支給を受けているひとり親家庭の親（以下「受給者」という。）が養成機関に在籍していることを確認するため、当該受給者に対し、おおむね四半期ごとに出席状況確認書（第4号様式）又は在籍証明書の提出を求めるほか、定期的取得単位証明書の提出を求めることとする。

（受給資格喪失の届出等）

第11条 受給者は、第3条に規定する支給対象者の要件に該当しなくなったときは、14日以内に、高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届（第5号様式）により、市長に届け出なければならない。また、当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、支給（額変更）申請書を市長に提出しなければならない。

（支給の取消）

第12条 市長は、受給者が第3条に規定する支給対象者の要件に該当しなくなったときは、その資格喪失日以後の支給を取消し、その旨を高等職業訓練促進給付金等支給取消通知（第6号様式）により、当該受給者に通知するものとする。

（養成機関との連携）

第13条 この事業の実施には、在籍証明書及び取得単位証明書等を発行する養

成機関の協力が不可欠であるため、市は養成機関と密接な連携を図るとともに、養成機関が必要な情報は、積極的に提供するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、施行日前に定める様式に基づいて作成した様式は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

《平成16年4月1日・制定》

《平成17年4月1日・一部改正》

《平成21年4月1日・一部改正》

《平成21年8月1日・一部改正》

《平成23年2月1日・一部改正》

《平成24年4月1日・一部改正》

《平成24年9月25日・一部改正》

《平成25年5月30日・一部改正》

《平成26年12月2日・一部改正》

《平成28年10月1日・一部改正》

《平成30年1月1日・一部改正》

《平成30年4月1日・一部改正》

《平成31年4月1日・一部改正》

《令和元年7月1日・一部改正》

《令和3年7月1日・一部改正》

《令和3年8月1日・一部改正》

《令和4年6月30日・一部改正》

《令和5年1月1日・一部改正》

《令和5年8月7日・一部改正》

《令和6年4月1日・一部改正》